

## 計画停電の実施に伴う防火対策について

住民の皆様へ

(1) 電気機器からの出火防止措置

電気コンロや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際は、スイッチを切るとともに、プラグをコンセントから抜いておく等の措置をして下さい。

(2) 119番通報体制の確保

IP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがありますので、停電時使用できない場合には携帯電話又は公衆電話で通報して下さい。

(3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となる恐れがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行できるよう対策を講じて下さい。

(4) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電が実施される予定時間前に、その使用を制限して下さい。

(5) 道路走行時の留意事項

信号が突然消灯する事が考えられますので、交差点の通行には十分に御注意下さい。

事業所の皆様へ

### 1 消防用設備に関する事項

計画停電が実施された場合には、電源が必要な消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあります。また、自家発電設備や蓄電池設備などを設置している場合であっても、当該作動時間を超えた場合には機能停止等考えられますので、次のことに御留意頂き自主的な防火管理等により、防火の安全性を確保するよう御協力をお願い申し上げます。

(1) 消防用設備等が計画停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の作動時間を超えて計画停電の時間が続くと見込まれる場合等には、消防用設備等が作動しないときに備えて、次の対応を図って下さい。

ア 消火設備など

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認して下さい。

イ 不活性ガス消火設備など

不活性ガス消火設備等については、手動による開放の放出操作を再認識して下さい。

ウ 自動火災報知設備など

防火対象物の関係者等による巡回等による火災の早期発見及び当該設備の設置範囲内への連絡、周知体制を確保して下さい。

エ 避難誘導等

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再認識して下さい。また、適宜避難訓練を実施する等万全を期して下さい。

オ 排煙設備、防火戸など

手動操作が必要な設備の位置及び操作手順を再確認して下さい。

(2) 自家発電設備の機能の確保

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障の無いようにして下さい。

2 危険物製造所、危険物一般取扱所等に関する事項

危険物製造所、危険物一般取扱所等における火災予防の徹底及び自家発電設備の燃料の補給に伴う取扱い等を踏まえて、次の事項について留意する等事故防止対策に万全を期して下さい。

(1) 保安全管理

危険物製造所、危険物一般取扱所等の施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処法について再確認して下さい。

(2) 自家発電設備の点検や試運転等の留意事項

自家発電設備の稼動に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク及び配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認して下さい。